産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十三項第一号の資源制約対応製品を指定する件の一部を改正する告示

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十三項第一号の資源制約対応製品を指定する件（平成二十一年経済産業省告示第二百十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第二条第十一項第一号の資源制約対応製品を指定する件

1中「第２条第13項第１号」を「第２条第11項第１号」に改める。

2中「（平成21年経済産業省告示第214号）七イただし書」を「（平成23年財務省・経済産業省告示第３号）八イただし書」に改める。

附　則

この告示は、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年七月一日）から施行する。

○経済産業省告示第百四十六号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第一項の規定に基づき、中小企業再生支援指針（平成二十一年経済産業省告示第二百十七号）は、廃止する。

公表する。なお、中小企業再生支援指針（平成二十一年経済産業省告示第二百十七号）は、廃止する。

平成二十三年六月二十九日

経済産業大臣　海江田万里

第一　中小企業の活力の再生の支援に関する基本的事項

(1)　我が国産業の再生を図っていくためには、地域の経済活力や雇用について大きな役割を果たす中小企業の活力の再生が不可欠である。現下の厳しい経済情勢においては、そうした中小企業の活力の再生支援を迅速かつ適確に行うことが重要な政策課題となっている。

(2)　中小企業の活力の再生の支援に当たっては、極めて数が多く、業種・企業形態も多種多様であり、地域性も強いという中小企業の特性を踏まえ、きめ細かに対応していくことが重要である。

(3)　個々の中小企業が活力の再生を果たすには早期発見、早期着手が極めて重要であることから、中小企業の活力の再生の支援に当たっては、必ずしも経営状態の悪化が過剰債務等の形で表面化していなくても、悪化のおそれがある場合には、早い段階で事業の見直しや財務の改善を通じた経営改善を促し、健全な企業体としての生産性の向上及び企業活動の継続を支援していくことが重要である。

(4)　国、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「機構」という。）、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所及び中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人（以下「都道府県等中小企業支援センター」という。）等は、相互に連携するとともに、金融機関を含む中小企業の活力の再生の支援に関連する地域の様々な関係者の連携を図り、既存施策を十分に活用しつつ、中小企業の活力の再生の支援に努めることが重要である。

第二　中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

1.　国が講ずべき支援措置

(1)　国は、中小企業の活力の再生の支援に資するため、政府系金融機関を通じた金融支援、信用保証の活用による円滑な資金供給、再生支援や経営の強化に寄与する人材の育成・確保、新事業の開拓、販路の開拓、海外事業の展開及び合併等（合併、事業の譲受けその他これらに準ずるものをいう。以下同じ。）により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援など中小企業の活力の再生に資する種々の施策を総合的に実施する。

(2)　国は、これらの施策を講じるに当たっては、各種の支援策を適切に組み合わせて活用できるよう、施策情報のわかりやすい提供を図るとともに、施策の柔軟な運用に努めるものとする。

2.　地方公共団体が講ずべき支援措置

(1)　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえ、中小企業支援策を実施するものとする。

(2)　地方公共団体は、これらの施策の実施に当たっては、それぞれの地域の中小企業の特性を考慮し、それに適した施策を重点的に実施するなど、施策の効果的な運用に努めるものとする。

3.　機構が講ずべき支援措置

(1)　機構は、地方公共団体、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「法」という。）第四十一条第二項に規定する認定支援機関（以下「認定支援機関」という。）その他の中小企業支援機関との連携を強化しつつ、中小企業に対する情報提供、助言等により活力の再生に向けた取組を支援するものとする。

(2)　機構は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第百四十七号）第十五条第二項第一号に基づき、認定支援機関の行う法第四十一条第一項に規定する中小企業再生支援業務（以下「中小企業再生支援業務」という。）について認定支援機関に対し助言等の支援を行う部署を設置する。また、機構は、認定支援機関の行う事業再生に係る中小企業再生支援業務のあり方に関する事項等を審議する委員会を置く。

(3)　機構は、認定支援機関が指導又は助言を行う案件について、類似の事例の照会に応じる等の支援を行うほか、中小企業再生支援業務の進め方、各種制度、事業再生又は合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等の外部専門家（以下「専門家等」という。）の活用方法、個別案件の内容及び進め方に対する助言を行う。また、認定支援機関からの要請に応じ、当該認定支援機関と連携した事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の支援や適切な専門家等を当該認定支援機関に紹介する等の支援を行う。

(4)　機構は、認定支援機関が事業再生の計画の策定を支援した中小企業者が法第三十九条の二第一項に規定する中小企業承継事業再生計画（以下「中小企業承継事業再生計画」という。）の申請を行う場合にあっては、認定支援機関からの要請に応じ、計画の内容が同条第四項に規定する認定要件に適合するものとなるよう必要な助言を行う。

(5)　機構は、法第四十七条に掲げる投資事業を行う投資事業有限責任組合（以下「再生ファンド」という。）への出資事業を通じて、事業再生に取り組む中小企業に対する資金供給の円滑化を図るものとする。

(6)　機構は、研修事業やセミナー等を開催し、事業再生や合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化に係る人材の育成を図るものとする。

4.　認定支援機関が講ずべき支援措置

(1)　認定支援機関は、その設置した中小企業再生支援協議会の決定又は助言にのっとり、地域における個々の中小企業の特性を十分に踏まえつつ、中小企業再生支援業務を適正かつ確実に行う。

(2)　認定支援機関は、幅広く中小企業者の相談を受けるとともに、必要に応じて、他の中小企業支援機関又は既存の中小企業支援策を紹介しつつ、それぞれの中小企業の活力の再生に向けた取組を促す。

(3)　認定支援機関は、過剰債務、過剰設備等により財務内容の悪化、生産性の低下等が生じ、本業の経営に支障が生じている中小企業者を対象に、当該企業者の依頼に応じて、必要があると認める場合に再生計画の作成及び実行に係る支援を行う。

(4)　認定支援機関は、再生計画の作成支援に当たって、専門家等を有効に活用するとともに、多数に及ぶ関係者との調整が円滑に進むよう取引金融機関や取引企業等の協力の確保に努める。

(5)　認定支援機関は、合併等により他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化を図る中小企業者を対象に、当該企業の依頼に応じて、必要があると認める場合に経営の診断の実施、合併等に関する仲介など活力の再生に資する支援を行う。

(6)　認定支援機関は、政府系金融機関と民間金融機関等の効果的な連携を図り、中小企業の活力の再生のための資金供給の円滑化に努めるものとする。

(7)　認定支援機関は、中小企業者に対し、経営悪化時の早期対応の必要性、再生のための手法、他の中小企業者から承継する新たな経営資源の活用による経営の効率化の観点からの合併等の有効性等に関する研修の実施に努めるとともに、中小企業支援機関の職員等に対し、中小企業の活力の再生を支援するための手法や考慮事項等に関する研修を行う。

(8)　認定支援機関は、中小企業の活力の再生の支援に係る成功事例、専門家情報、各種の施策情報等、必要な情報の収集に努めるとともに、中小企業の活力の再生の支援に当たって有効な手法等について調査研究を行い、その成果の普及を図るものとする。